

令和2年度第1回みきっ子未来応援協議会子育て環境部会 議事録

1 日時・場所 令和2年10月30日(金) 19:00~21:00
教育センター 大研修室

2 出席者

<委員 6名> 【部会長】 田中啓規
※敬称略 【副部長】 池田博文
【委員】 八木和子、黒井一寿、伊勢雅子、神吉知子

<事務局 3名> 【健康福祉部】 [子育て支援課] 中西 進 (課長)
藤田恵子 (係長)
高崎華世 (主任)

3 開会

4 あいさつ

子育て支援課長

皆さん、こんばんは。

本当に寒くなってきました。コロナの影響で2月末から子どもたちが今まで経験したことのないような状況の中で過ごし、いろんなストレスに大人も子どもも、さらされてきたこの数か月間だったと思っております。

市では、子育て支援団体活動促進事業補助金という、子育て支援団体の活動に資金を補助する補助金制度があります。しかし、活用が広がらず、各種子育ての団体から活用しやすい補助の内容にしてほしいといった声があります。このたび補助金を有効的に利用していただくために、補助金交付要綱の見直しを行っています。要綱改正にあたり行政だけで考えるのではなく、委員の方にも意見をいただき、よりよい制度に作り上げていきたいと考えています。本日はいろんな意見をお聞かせください。どうぞよろしく願いいたします。

3 委員・事務局紹介

4 部会長・副部長紹介

会長と副部長は、みきっ子未来応援協議会条例施行規則第3条の規定に基づき、全体会の会長より、部会長に公募委員の田中さん、副部長に子ども会育成会連絡協議会の池田さんを推薦していただいております。

5 部会長あいさつ

部会長という大役をありがとうございます。

4年間「あそびの広場」の活動をしています。資金面が難しく、自分を含め他に活動している団体もどうにかして子育て支援活動ができないか考えておられるところが多いかと思えます。課題もありますが活用しやすいような要綱改正になるよう意見を願います。

6 議事

(1) 三木市子育て支援団体活動促進事業補助金交付要綱について

事務局（子育て支援課）

三木市子育て支援団体活動促進事業補助金は、平成29年度から始まっており、三木市が行った保育料の無償化に伴う在家庭児の支援として制度が始まりました。対象者は、在家庭児童及びその保護者を主たる対象とした子育て支援活動を実施する団体であって、次の条件を満たす団体に補助します。三木市を拠点として活動する団体、構成員が二人以上、構成員の半数以上が市内に居住するもの、子育て支援活動を主たる目的として活動するもの、一の年度につき12回以上の活動を実施する者、市から別の補助金等の交付を受けていないことです。事業の内容は、親子の交流の場の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、地域社会での子育てを支援するものとなっております。補助対象者だけが構成員であって、その児童のみを対象として実施するものは対象としてはおりません。

対象となる経費は、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、保険料、報償費、交通費です。ここでいう交通費は事業実施に直接要する自動車等に係る費用で、通常の活動場所に行く交通費は対象になりません。ほかに会場の使用料、賃借料、備品購入費等が対象となる経費です。対象とならない経費は、人件費、事務所費、構成員の飲食代、寄付金などは対象経費になりません。補助額は上限10万円、対象経費の10/10です。

(2) 三木市子育て支援団体活動促進事業補助金交付要綱改正理由

事務局（子育て支援課）

要綱を改正する理由は、在家庭支援を目的としているが平成29年度に保育料が無償化されたことにより在家庭児が減少していること、また、補助金を利用する団体が少なく活動の促進につながらないため、条件を緩和することで地域社会で子育てを支援する活動の促進につながるのではと考えています。

(3) 三木市子育て支援団体活動促進事業補助金交付要綱改正案について

事務局（子育て支援課）

（補助対象者）

第2条 在家庭児童（幼稚園、認定こども園又は保育園に通園又は通所していない就学前の子どもをいう。以下同じ。）→児童

(6) 次条に規定する補助対象事業を一の年度につき12回以上実施するものであること。
→削除

【質疑応答】

意見 第2条の在家庭児童を児童とすることについて、認定こども園では幼稚園と同じ保

育時間の1号認定と2号、3号認定の夕方まで利用されるおさまがいます。1号認定は2号、3号認定に比べて家庭で過ごす時間が長く、そのため保護者が子育てする時間も長いため、地域の支援、あそびの輪が広がる場所があればいいと実際に保育をされていて感じます。本来はこども園が補えばいいのですが、実際、待機児童や入所児童がとても多く、園では難しいため地域の団体を利用や、自ら活動を立ち上げる方が増えればよいと感じました。

意見 1条のところで、在家庭児童及びという表現が残っていますが、内容からすると在家庭児童及びのところは就学前の児童及びその保護者という表現に変える方が整合性が取れると思います。あと、対象となる費用で、交流の場を設けていると、カレー作りやホットケーキ作りという活動内容も出てくると思います。現状の対象となる経費では食材料代を対象経費としてみるの難しい表現になっています。可能であれば材料費を対象経費としてみただけると嬉しい。あと、交通費ですが「事業実施に直接要する自動車代とは」どんな経費になるのでしょうか。

説明 例えば会場を借りて機材を運ぶ時の車のガソリン代や、主に活動に有効な研修や講義を受けに行く際の電車代を対象経費とみています。

意見 通常の居場所づくりに行く経費については、自己負担という解釈でよろしいか。交通費について、どこかに出向いて行う場合に乗り合わせで行ったとしても若干の経費はかかります。子育て応援という意味で可能であれば、通常の居場所づくりに行く経費を限度額を下げてでも対象経費とすることにより活動の促進につながると思います。三木市の補助金のなかでも交通費が対象となるもの、ならないものがありますが、できれば子育て応援という意味で上限額が低くても対象経費として扱っていただきたい。

進行 材料費と交通費について事務局でも検討いただけたらと思います。先ほど委員から指摘のありました1条のところで表現として就学前に限るといったところがあったのですが、こちらについては就学前に限らずということになりますか。児童という表現とそのあたり事務局から説明をお願いします。

説明 何歳までが子育て支援かということで、就学前もちろん子育て支援になりますが、就学してからも子育て支援課として子育て支援を考えるのであれば、児童という表現が適切と思っています。子育て支援として、どこまで子育て支援団体活動促進事業として、誰までを対象にしてということについてご意見をいただければと思います。

補足で、児童福祉法では児童というのは18歳までです。児童館ガイドラインという国のガイドラインがありますが、児童センター、児童館の利用対象者は高校生までとなっています。現実としては中高生の利用は少ないですが、ここは就学前に限らず児童という言葉で考えています。

意見 先ほどの説明の中で、年に12回という条件を削除することで、子育て応援の講演会を開催するなどの活動の場が広がると思います。これは市民の方の意見を取り入れていただけて良かったと思っています。

説明 毎月という活動も大切ですが、例えば知名度のある講師の方を招いて講演会を開催して、子育て中の保護者の方に聞いていただく等の催しも補助対象にできればいいと検討しています。

意見 子育て支援につながる方法が様々なため、この改正案はとても良いと思います。

質問 印刷製本費についてチラシを折り込み広告で配布することは対象経費になりますか。県の補助金では対象外と言われました。

説明 具体的にそれが対象か対象外かと質問を受けたのが初めてで、折り込みチラシを想定していませんでした。今回、この場で全てを決定していくのではなく、いただいた意見を参考にしながら改正案を再検討させていただきたい。

質問 備品の購入について県の補助金では、財産になるようなものは対象経費外となっていますが、備品購入費が対象経費ということであればパソコンやテレビの購入も可能ですか。

説明 備品購入費を対象経費として計上できますが、用途を明確にさせていただく必要はあります。テレビやパソコンなどその事業以外に使用できるものについては、いくら備品といえども全てが対象になるわけではありません。活動の促進のため条件の緩和を検討していますが、一定のルールは守っていただいた上で活用していただきたいと考えております。

意見 チラシの配布についてですが、活動を周知する中で一番苦勞するのがチラシの信用性です。市の後援、市の補助金事業というだけで、公民館においてもらえる、市民の方に信用してもらえるといったところで広報活動がかなり楽になります。チラシにこの補助金名を入れることができると活動団体にとって周知しやすくなるので検討していただきたい。

意見 この補助金を活用した事業についてはチラシのどこかに三木市子育て支援団体活動促進事業を受けていますとコメント入れることを条件設定したり、そのことを要綱に位置付ける等していただくと、なお事業の周知がしやすくなる。また、初めて利用する団体にもわかりやすい。

意見 子ども・子育て支援法には「すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を

行うものが実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう」と書いてあります。支援がどこまでなのか、国の制度がたくさんあっても、それ以外のこともたくさんあり、使えなかったら意味がないと感じています。

説明 今議論しています補助金が例えば少人数、例えば10人未満の小さな集まりであっても、それが10人以上の大きな集まりであっても、育児に悩んでおられるような保護者の方が救われます。少子高齢化によって地域によっては、どこまで行けば友だちと遊べるのかというところもあります。この活動によっていろんなサークルができたり、地域を越えてお友達ができたりする、この補助金は草の根的な保護者の方の集まりに焦点をあてていると思っています。

意見 この要綱の条件を緩和することがいい方向にすすんでいると思います。

意見 就園はしているけど家で過ごす時間が長くてお母さんがしんどくなってしまうといった意見を聞くと、いろんな団体が使える可能性のあるものによって変わっていくと感じています。しかし条件を緩和すると一気に申請団体が増えることも想定されます。補助金を活用される方の中には申請手続等が苦手な方もたくさんいます。決められた予算の中で利用するにあたり審査があることも理解しているが、手続きをする際のフォローやサポートをお願いしたい。

説明 幅広く活用していただけるよう条件を緩和しようとしていますが、ある程度の制限をかけ、全てが補助の対象になるといったものではありません。ただし、県が補助している県民ボランティア活動助成金を利用するなど上手く補助金を活用していただきたい。また、申請書類が複雑であることは承知しておりますが、行政が扱うお金というのは税金であって適正な執行をしていくために必要な書類となっております。申請事務については担当職員ができるかぎりサポートします。

補足説明

社会福祉協議会

県民ボランティア活動助成金の申請については、事前エントリーの期間があり、条件を満たしていても後から申請ができません。市としてはどんな助成金があるか情報をPRしてほしい。

9 閉会（あいさつ）

副部会長